

国営農地管理基金規約

平成20年3月制定

（設置）

第1条 この基金は国営農地開発事業の推進に係る国、府の補助金、交付金等をもって国営農地の健全な管理運営に資するため国営農地管理基金（以下基金という）を設置する。

（管理）

第2条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第3条 基金の運用から生ずる収益は、この基金に繰り入れるものとする。

（その他収益金の処理）

第4条 国営農地に係る国、府等関係団体からの補助及び交付金、区所有地の賃貸料等は原則この基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 区一般会計に必要があると認められるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を繰替えて運用することができる。

（処分）

第6条 国営農地の管理上必要と認められるときは「国営農地管理組合」と協議し、区一般会計に繰り出し処分することができる。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は口大野区が別に定める。

附 則

（実施期日）

1 この規約は平成20年4月1日から実施する。